

# 佐 渡 市 不 用 物 品 売 却 実 施 要 領

公共施設の整理等により不用になった物品（以下「物品」という。）を、オープンカウンター方式により売却します。購入を希望する方は、次の事項をご承知のうえ、参加してください。

なお、オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定せず、内容・数量等を公示し、参加を希望する方から広く見積書を募る方式です。

## 1. 売却対象の物品

売却対象の物品は次に掲げるものとします。見積書の提出の際には、最低売却価格以上の金額を記載してください。なお、長期間使用した物品につき汚れ・傷等のあるものもありますので現物をよくご確認ください。

物件番号	物品名	備考	数量
物件番号 1 - 1	楕円形会議机セット（白色） 扇形机 長机	縦 60cm × 横 166cm × 高さ 70cm	4
		縦 60cm × 横 150cm × 高さ 70cm	2
物件番号 1 - 2	楕円形会議机セット（茶色） 扇形机 長机 長机	縦 60cm × 横 166cm × 高さ 70cm	4
		縦 60cm × 横 150cm × 高さ 70cm	1
		縦 60cm × 横 180cm × 高さ 70cm	1
物件番号 1 - 3 ~ 12	カウンター机	縦 65cm × 横 183cm × 高さ 72cm	1 0
物件番号 1 - 1 3	レターケース（3段）	縦 34cm × 横 27cm × 高さ 17cm	1
物件番号 1 - 14 ~ 16	椅子	縦 46cm × 横 55cm × 高さ 40cm	3
物件番号 2 - 1	作業台	縦 75cm × 横 90cm × 高さ 80cm	1
物件番号 2 - 2	戸棚	縦 60cm × 横 120cm × 高さ 180cm	1
物件番号 2 - 3	ステンレスガス回転釜	縦 90cm × 横 138cm × 高さ 79cm 配管が繋がっています。	1
物件番号 2 - 4	ガスレンジ	縦 60cm × 横 120cm × 高さ 80cm 配管が繋がっています。	1
物件番号 2 - 5	1 槽シンク	縦 75cm × 横 90cm × 高さ 80cm 配管が繋がっています。	1
物件番号 2 - 6	2 槽シンク	縦 75cm × 横 150cm × 高さ 80cm 配管が繋がっています。	1
物件番号 2 - 7	3 槽シンク	縦 75cm × 横 150cm × 高さ 80cm 配管が繋がっています。	1
物件番号 2 - 8	食器戸棚	縦 75cm × 横 120cm × 高さ 180cm	1
物件番号 2 - 9 ~ 16	グレーチング	内寸 27cm × 幅 30cm × 長さ 100cm	8
物件番号 2 - 1 7	グレーチング	内寸 27cm × 幅 30cm × 長さ 51cm	1
物件番号 2 - 1 8	グレーチング	内寸 27cm × 幅 30cm × 長さ 72cm	1
物件番号 2 - 1 9	グレーチング	内寸 27cm × 幅 30cm × 長さ 81cm	1

最低売却価格：いずれの物品も 100 円

保管場所：物件番号 1 - 1 ~ 1 6 佐渡島開発総合センター（新潟県佐渡市両津湊 198）

物件番号 2 - 1 ~ 1 9 子ども若者相談センター（新潟県佐渡市金井新保乙 1107-1）

## 2. 参加資格

参加資格者は、18 歳以上で佐渡市内に住民登録をしている個人（外国人住民については永住者であること）又は佐渡市内で法人登録をしている法人で、直ちに代金を納めてその物品を引き取ることができる者としてします。

ただし、次に該当する方を除きます。

破産者で復権を得ない方

市税を滞納している方

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。

## 3. 受付期間及び場所

本実施要領を十分お読みのうえ、受付期間内に見積書（別紙 1）を封筒（別紙 2 参照）に入れ提出してください。

受付期間：令和元年 8 月 28 日（水）まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、土日・祝日は除きます。）

なお、郵送の場合も令和元年 8 月 28 日（水）必着とします。

受付場所：佐渡市 防災管財課 管財係（電話：63-3125）

内 覧 会：佐渡島開発総合センター 令和元年 8 月 23 日（金）

子ども若者相談センター 令和元年 8 月 19 日（月）に物品を確認できます。

ただし事前連絡が必要ですのでご注意ください。

（この日以外は施錠しているため物品を確認することができません。）

## 4. 契約の相手方の決定について

開札は、令和元年 8 月 29 日（木）午前 10 時から、非公開で行います。

有効な見積書を提出した者のうち、最低売却価格以上で最高価格のものをもって落札者と決定し、落札者には電話にて通知します。

なお、落札となる同価格の入札者が 2 名以上いるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

## 5. 売買代金について

落札者が見積書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を売買代金とし、落札者決定後、直ちに納入してもらいます。

## 6. 所有権の移転及び物品の引渡し

売却物品の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとし、落札者は納入したことを確認できる書類を提示したうえで、令和元年 9 月 20 日（金）までに物品を搬出してください。

物品の引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

落札者は、物品引渡しの際に受領証（別紙 3）及び納税証明書を提出してください。

売却物品の撤去費用は全て落札者負担とします。

## 7. かし担保責任

落札者は、売買代金を納入後、売却物品に隠れたかしのあることを発見しても損害賠償の請求、又は契約の解除ができないものとします。

## 8. 結果の公開

見積り合せの結果について、落札者名及び落札金額を公開することがあります。

9. その他の留意事項

参加しようとする方は、本実施要領に記載された事項について熟知しておいてください。  
本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。  
その他不明な点は下記までお問い合わせください。

**【入札事務に関すること】**

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地  
佐渡市役所 防災管財課 管財係  
電話 (0259) 63-3125

**【物品に関すること】**

〒952-8501 佐渡市両津湊 198 番地  
両津支所 地域支援係  
電話 (0259) 27-2111

〒952-1208 佐渡市新保乙 1107 番地 1  
子ども若者相談センター  
電話 (0259) 58-8077